資料番号 3

令和4年7月19日

警察行政の概要



広島県警察本部

目 次

1	1	公安委員会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	戊	乙島県警察組織体制	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•		•		•	•	2
3	瑩	警察関係予算	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		4
4	基	基本方針及び運営重点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		5
5	È	三要施策	•	•	•		•	•	-	•	-				•		•		•		6
	(1)	総合的な犯罪抑止対策	きの	推	進	ح	検	挙	力	の	強	化			•		•		•		6
	(2)	子供・女性・高齢者等	を	守	る	取	組	ح	少	年	非	行	防	止	対	策	の	推	進		7
	(3)	住民の安心感を高める	地	域	警	察	活	動	の	推	進								•	•	9
	(4)	組織犯罪対策の推進																	•	•	9
	(5)	交通事故の抑止と安全	きで	円	滑	な	交	通	の	確	保			•			•			•	10
	(6)	災害,テロ等緊急事態	対	策	の	推	進										•		•		11
	(7)	サイバー空間の安全の	確	保													•		•		11
	(8)	社会の変化に適応する	警	察	運	営	の	推	進						•		•		•		12
6	親	听型コロナウイルス感 染	验	1=	対	す	る	諸	対	策	の	推	進				•		•	•	14
7	뇔	首面の課題																			14



1 公安委員会

(1) 公安委員会の役割

公安委員会は、昭和29年の現行警察法制定時に設置され、県知事の所轄の下に、県民の 良識を代表する者によって構成される合議制の行政委員会で、警察の民主的管理と政治的 中立性を確保することを目的として設けられた機関である。

公安委員会は、警察法第38条第3項の規定に基づき、県警察を管理する責任を負うほか、 法令の規定に基づきその権限に属された事務をつかさどる。

また、警察行政に関する大綱方針を決定し、県警察の取組等について所要の報告を徴するとともに、県警察の業務運営がその大綱方針に沿って運営されるよう管理を行っている。

(2) 公安委員会の権限行使

公安委員会は、会議の議決によりその権限を行うこととされており、合議体としてその 権限を行使している。

(3) 委員の任命及び任期

広島県公安委員会は、警察法第38条第2項の規定に基づき、5名の委員で組織されている。

委員は、広島県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務 を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、県知事が県議会の同意を得て任命する こととなっている。

ただし、委員のうち2名については、広島市議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、広島市長が市議会の同意を得て推薦したものについて、県知事が任命することとなっている。

任期は3年で、2回に限り再任されることができる。

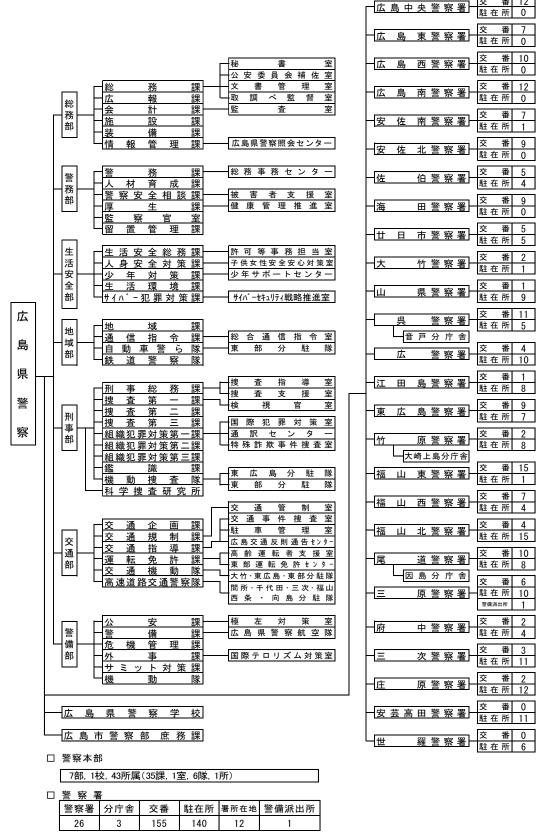
【広島県公安委員会】

職名	職名 氏名		氏名 就任年月 職業						
委員長	北 川 祐 治	平成27年7月	会社会長兼社長	3期目					
	小 西 秀 宣	平成26年7月	弁護士	3期目					
	田中秀和	平成28年6月	会社会長	3期目					
委 員	西 野 泰 代	平成30年5月	大学教授	広島市推薦2期目					
	森 美 喜 夫	令和4年5月	医師	広島市推薦1期目					

2 広島県警察組織体制

(1) 組織(令和4年7月1日現在)

広島県警察組織図



[※] 署所在地(広島東警察署, 佐伯警察署, 廿日市警察署, 山県警察署, 江田島警察署, 竹原警察署, 福山北警察署 府中警察署, 三次警察署, 庄原警察署, 安芸高田警察署, 世羅警察署)

(2) 体制(令和4年7月1日現在)

ア 警察職員の条例定員及び配分状況

豆 八			警察官以	合計				
区分	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計	外の職員	白币
本 部	91	162	515	468	317	1, 553	358	1, 911
警察署	62	172	1,002	1, 101	1, 299	3, 636	162	3, 798
計	153	334	1, 517	1, 569	1,616	5, 189	520	5, 709

イ 警察職員の条例定員の推移

	年度	25	26	27	28	29	30	元	2	3		
区分		5, 643	5, 643	5,666	5, 689	5, 709	5, 709	5, 709	5, 709	5, 709		
警察官	増員数	8	0	23	23	20	0	0	0	0		
	定員	5, 123	5, 123	5, 146	5, 169	5, 189	5, 189	5, 189	5, 189	5, 189		
警察官以	増員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
外の職員	定員	520	520	520	520	520	520	520	520	520		

(3) 令和 4 年組織体制整備

ア 人身安全関連事案に対する初動対策の強化

ストーカー・DV事案, 行方不明事案, 児童虐待事案などの人身安全関連事案に対し, 認知段階から刑事部と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確に対処するため, 生活安全 部人身安全対策課に交替制の初動対策係を新設する。

イ 高齢運転者対策の充実・強化

現行の臨時認知機能検査の全件実施や道路交通法の一部改正により新たに導入される 運転技能検査の実施に必要な体制を確保し、高齢運転者への支援を総合的かつ効率的に 実施するため、交通部運転免許課の体制を強化する。

ウ 組織犯罪対策の強化に向けた刑事部の組織改編

(ア) 暴力団対策の一元的な推進

暴力団対策を一元的に推進するため、刑事部組織犯罪対策課の暴力団対策に係る業務を刑事部捜査第四課に移管する。

(イ) 特殊詐欺事件捜査の効率的な推進

犯罪インフラの解体,犯罪収益の剥奪など,特殊詐欺事件と密接に関連する組織犯罪捜査を一元的かつ効率的に推進するため,刑事部捜査第四課の特殊詐欺事件捜査室を刑事部組織犯罪対策課へ移管する。

(ウ) 所属名の改称

組織犯罪対策局長の下、組織犯罪対策を一体的に推進するとともに、組織犯罪対策の更なる推進を部内外に示すため、刑事部組織犯罪対策課を「刑事部組織犯罪対策第一課」に、刑事部捜査第四課を「刑事部組織犯罪対策第二課」に、刑事部薬物銃器対策課を「刑事部組織犯罪対策第三課」に改称する。

エ 警備情報活動の強化

国内外の治安上の脅威となり得る組織・勢力の動向などについて情報収集活動を強化するため、昨年に引き続き、警備部公安課及び外事課の体制を強化する。

(4) 2023年広島サミット開催に伴う組織体制整備

2023年広島サミットの開催に伴う総合的な警備諸対策を推進するため、7月1日付けで新たに警備部内にサミット対策課を設置した。

3 警察関係予算

(1) 令和 4 年度当初予算

(千円)

	区 分	令和4年度(B)		令和3年	F度(A)	増減(B-A)	
			構成比(%)		構成比(%)		%
	警察費	64, 567, 172	100.0	63, 039, 570	100.0	1, 527, 602	2.4
	人件費	52, 258, 987	80. 9	52, 881, 283	83. 9	△622, 296	$\triangle 1.2$
	物件費	12, 308, 185	19. 1	10, 158, 287	16. 1	2, 149, 898	21. 2

(2) 主要事業

(千円)

主要事業の内容	金額
1 広島南警察署整備事業	2, 228, 908
○ 新広島南警察署建築工事(2年目)	
○ 仮庁舎リース	
~ 警察活動の効率化,警察機能強化,来庁者の利便性向上等のため,広島南警察署	
の移転整備に向けた建築工事等を実施	
2 交番・駐在所整備事業	231, 442
○ 建設(事業2年目):3施設	
福山東警察署・駅前交番,広島西警察署・己斐交番,庄原警察署・春田駐在所	
○ 設計: (事業1年目):4施設	
広島中央警察署・吉島交番、安芸高田警察署・向原駐在所、尾道警察署・田熊駐在	
所,広島西警察署,井口交番	
3 交通安全施設整備費	2, 561, 533
○ 道路標示等の整備・更新, 信号機の更新等	
~ 安全かつ快適な交通環境を確保し、交通の円滑化及び交通事故防止のため、道路	
標示等の交通安全施設を整備	
4 警察本部新型コロナウイルス感染症対応事業	37, 707
○ 感染症予防のために必要な消毒液、手袋、ガウン等の資機材を整備	
○ 運転免許センターの講習室等の除菌清掃委託	

4 基本方針及び運営重点

令和4年 広島県警察

基 本 方 針

安全・安心を 県民とともに築く 力強い警察

運営重点

- 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
- 子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進
- 住民の安心感を高める地域警察活動の推進
- 組織犯罪対策の推進
- 交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保
- 災害,テロ等緊急事態対策の推進
- サイバー空間の安全の確保
- 社会の変化に適応する警察運営の推進

5 主要施策

(1) 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化

- ア 総合的な犯罪抑止対策の推進
 - (ア) 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の推移
 - 平成15年1月1日 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の施行
 - 第1期(H15~H17) 「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン
 - 第2期(H18~H22) 「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン
 - 第3期(H23~H27) 「なくそう犯罪」ひろしま新アクション・プラン
 - 第4期(H28~R02) 「めざそう!安全・安心・日本一」ひろしまアクション・プラン
 - 第5期(R03~R07) 「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プラン
 - a アクション・プランの推進指標
 - (a) 刑法犯認知件数 12,000件以下(令和3年:11,181件)
 - (b) 治安良好と感じる人の割合 90%以上(令和2年:86.9%)
 - b アクション・プランの取組指標
 - (a) 不安に感じる犯罪(8罪種)認知件数 5,500件以下(令和3年:4,662件) 注:不安に感じる犯罪~自転車盗,車上ねらい,器物損壊等,侵入強盗,侵入 窃盗,住居侵入,強制性交等,強制わいせつ
 - (b) 子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数 4,800件以下(令和3年:4,337件)
 - (c) 特殊詐欺の年間被害総額 2億円以下(令和3年:4億7,276万円)
 - (d) フィルタリング(スマートフォン)の使用率 37%以上(令和3年度:29.2%)

【刑法犯認知件数の推移】



(イ) 不安に感じる犯罪の抑止

- a 県警ホームページやマスコミ等,多様な広報媒体の活用によるタイムリーな情報 発信を推進する。
- b 市町,事業者並びに町内会等に対する働きかけや防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの普及啓発による防犯カメラの設置を促進する。
- c 住民が不安に感じる犯罪の早期抑制により安心感の醸成を図る。
- (ウ) 特殊詐欺の抑止の推進
 - a 高齢者だけでなく、子や孫を含めた幅広い世代に向けた広報啓発活動を推進し、 特殊詐欺被害の抑止を図る。

- b 金融機関やコンビニ等,関係事業者と連携し,被害の水際阻止に向けた取組の強化を図る。
- c 高齢者が、犯人からの電話を直接受けることがないようにするため、防犯機能付き電話の普及促進活動を推進し、固定電話対策の強化を図る。

イ 検挙力の強化

- (ア) 新たな刑事司法制度への適切な対応(取調べの録音・録画)
 - a 制度の適正運用

取調べの録音・録画制度に係る指導・教養を充実し、制度の適正運用の徹底化を 図る。

b 取調べ技能の向上

制度の下でも的確な立証を行っていくため,実践的な指導・教養を計画的に実施 し,捜査員の取調べ技能の向上を図る。

c 組織的な取調べの管理

取調べを取調べ官任せにすることなく,捜査主任官等の下で供述内容を検討し,組織的な取調べの管理を徹底する。

- (イ) 悪質重要犯罪の徹底検挙
 - a 重要犯罪の検挙
 - (a) 徹底した初動捜査活動による被疑者の早期検挙

重要事件発生時には捜査員を集中的に投入して、迅速的確な初動捜査を徹底するとともに、社会のデジタル化等に伴う犯罪の悪質化・巧妙化に対応するため、最新の捜査手法をより一層推進させるなど、この種犯罪の徹底検挙と連続発生の防止を図る。

(b) 未解決重要事件捜査の推進

昨年10月,平成13年に発生した「福山市明王台における主婦被害殺人事件」を 検挙したことを機に、未解決重要事件に対する世間の関心は高まっていることか ら、効果的な広報による情報提供活動を継続するとともに、捜査体制を継続・維 持し、各種情報の掘り下げ、証拠資料の再鑑定、他事件の検挙被疑者に対する追 及等、多角的な視野で着実な捜査を推進する。

b 重要知能犯罪の検挙

継続的かつ組織的な情報収集等により、政治・行政・経済をめぐる不正や利権構造の実態把握等に努め、重要知能犯罪の検挙を強力に推進する。

c 重要窃盗犯罪の検挙

凶悪犯に移行するおそれが高く、広域的・連続的・組織的に敢行される重要窃盗 犯罪を徹底検挙する。

(ウ) 特殊詐欺の検挙の推進

刑事部組織犯罪対策第一課特殊詐欺事件捜査室を中心に,犯行拠点の摘発や詐取金送付先の捜索,だまされたふり作戦等による詐取金受取役被疑者の現場検挙,犯行に利用された預貯金口座など犯行ツールの遮断・無力化措置等の活動を強力に推進する。

(エ) 科学技術の捜査への活用

客観証拠による立証を図り、複雑、多様化する犯罪捜査へ対応するため、DNA型鑑定やポリグラフ鑑定を始め、各種鑑定を捜査へ積極的に活用する。

(2) 子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進

ア ストーカー・配偶者暴力事案への迅速・的確な対応

ストーカー被害等の相談等件数は高水準で推移しており、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止及び被害者等の保護

措置、組織的な対応及び関係機関・団体と連携した取組等を推進する。

- イ 児童虐待への対応における取組の強化
 - (ア) 児童の安全確保の徹底

児童虐待が疑われる事案について,関係部門が連携して児童の安全を直接確認する とともに,児童の安全確保を最優先とした対応を徹底する。

(イ) 児童相談所等関係機関との連携強化

児童相談所等関係機関と緊密な連携を図り、児童虐待事案の早期発見と被害児童の早期保護を徹底する。

- ウ 子供・女性・高齢者等の犯罪被害防止対策の推進
 - (ア) 子供・女性を犯罪から守るための取組

性犯罪等及び声掛け・つきまとい等の前兆事案に対して、集約した情報をもとに行 為者を特定し、検挙又は指導・警告(先制・予防的活動)を行うことで、未然防止及 び再発防止対策を推進する。

また,登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議(平成30年6月22日)に おいて決定された「登下校防犯プラン」に基づく子供の安全対策について,行政等の 様々な主体と協働・連携した各種施策を推進する。

(イ) 子供の性被害に係る対策の推進

児童ポルノ事犯を始めとする悪質性の高い福祉犯に対する取締りを強化する。

また、SNSに起因する子供の性被害を防止するため、不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組や補導活動を推進する。

(ウ) 保護者及び児童に対する啓発活動の推進

中学生保護者を対象としたフィルタリング利用や家庭でのルールづくりを推奨する啓発活動を実施する。

また、通信事業者と連携したインターネット関連の犯罪防止教室等を推進するとともに、学校等関係機関と連携し、子供が性被害の加害者・被害者・傍観者にもならないための予防教育や啓発活動を積極的に推進する。

- (エ) 高齢者の犯罪被害防止・保護対策の推進
 - a 市町,関係機関・団体,事業者等と連携を強化し,高齢者を犯罪等から守る取組 を推進する。
 - b 認知症高齢者等の支援に資するため、各警察署と市町間で認知症高齢者等の情報 提供を行う協定が締結され、その制度の定着と推進を図る。
 - c 高齢化率が高く、高齢者の事件・事故による被害が多い地区を「高齢者防犯モデル地区」に指定し、実態把握活動及び広報啓発活動を実施し、高齢者の保護及び社会参加を促進する。
- エ 非行少年を生まない社会づくりの推進
 - (ア) 立ち直り支援活動の推進

少年サポートセンターを中心として,事件捜査等と連動した各種立ち直り支援活動 を推進し,再非行防止を図る。

(イ) 街頭補導活動の強化

少年の非行を兆しの段階で抑止するため,不良行為少年に対する補導活動を積極的 に実施して,非行防止を図る。

(ウ) 学校等関係機関と連携した取組の推進

学校等関係機関と連携し、スクールサポーターを効果的に運用するとともに、小学生を対象とした犯罪防止教室の促進や学校担当制による少年補導協助員の活動の充実により、小学生等の規範意識の向上を図る。

(エ) 集団的不良交友関係の解消に向けた対策の推進

集団的不良交友関係に関する情報を収集し、実態把握に努めるとともに、的確な情報分析に基づく検挙・補導、立ち直り支援活動等を推進する。

(3) 住民の安心感を高める地域警察活動の推進

ア 巡回連絡をはじめとした管内実態把握活動の推進

巡回連絡,交番・駐在所連絡協議会又はそれに代わる双方向連絡活動を通じて,地域住民の意見・要望等の管内実態を把握するとともに,特殊詐欺や交通事故等,地域住民に身近な事件・事故の予防に関する指導や広報啓発活動を推進する。

イ 職務質問による犯罪の予防と検挙

管内の犯罪多発地域・時間帯等の分析結果を踏まえた効果的な警ら活動を推進すると ともに、不審者等に対する先制的な職務質問を通じて、地域住民の体感治安に悪影響を 及ぼす犯罪の予防及び検挙活動を推進する。

ウ 迅速的確な初動警察活動の推進

通信指令システム等の各種システムを効果的に活用するとともに,重大事件等の発生時においては,パトカー,航空機等の警察機動力を一元的に運用するなど,迅速的確な初動警察活動を推進する。

(4) 組織犯罪対策の推進

ア 暴力団等の壊滅に向けた総合的な対策の推進

(ア) 暴力団員等の徹底検挙と資金源封圧

首領等幹部をターゲットにした取締り、資金獲得犯罪の取締り、犯罪収益の剥奪など、暴力団に対して真に打撃を与える取締りに努める。

(イ) 保護対策の徹底

関係各課との連携を図り、適切な保護対策を実施する。

(ウ) 暴力団排除活動の推進と暴力団離脱者の社会復帰支援

関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進するとともに、暴力団組員に対しては組織からの離脱を促し、離脱者に対する社会復帰支援に努める。

(エ) 暴力団情報の収集・分析

暴力団組織の実態解明に向けた情報収集・分析に努める。

(オ) 準暴力団の実態解明と取締り

悪質化,巧妙化する準暴力団による犯罪を阻止するため,実態解明と取締りを強化 する。

(カ) 指定暴力団の指定と暴力団対策法の適用

指定暴力団の指定を適正に実施し、暴力的要求行為を行う指定暴力団員等に対し、 中止命令等を積極的に適用する。

- イ 薬物銃器対策の推進
 - (ア) 薬物・銃器事犯の徹底検挙及び密売・密輸組織の摘発
 - (イ) 薬物乱用防止対策及び違法銃器根絶対策の推進
 - (ウ) 薬物・銃器事犯関連情報の収集・共有
- ウ 国際組織犯罪対策の推進
 - (ア) 国際犯罪組織や、違法ヤードに対する情報収集等により実態解明を推進し、各種犯罪を助長する犯罪インフラの戦略的取締り、部門横断的な捜査連携を強化する。
 - (4) 国際犯罪組織構成員等を徹底検挙し、国際犯罪組織の日本への浸透を阻止する。

(5) 交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保

ア 交通事故の発生状況

区分	年次	29	30	元	2	3
死者数		91 人	92 人	75 人	71 人	70 人
うち高	新 者数	49 人	54 人	46 人	36 人	39 人
重傷者数	ά	1,291人	1,058人	1,043 人	840 人	900 人
歩行者	件数	969 件	902 件	745 件	637 件	605 件
	死者数	37 人	37 人	35 人	28 人	31 人
自転車	件数	1,628件	1,351件	1,227件	975 件	964 件
	死者数	8人	7 人	6人	10 人	4 人
飲 酒	件数	89 件	73 件	76 件	69 件	65 件
	死者数	6 人	3 人	7人	3 人	7人

注:「高齢者」は、65歳以上を指す。

注:「歩行者の件数」は歩行者が第1当事者又は第2当事者となった件数で、「死者数」は歩行者本人の死者数

注:「自転車の件数」は、自転車運転者が第1当事者又は第2当事者となった合計 数で自転車相互事故は1件で集計し、「死者数」は自転車乗用中の死者数

注:「飲酒の件数」は,第1当事者(原付以上の車両運転者)に飲酒が認められた件数で,「死者数」は当該事故における死者数

イ 第11次広島県交通安全計画における目標

令和7年までに、

- (ア) 交通事故死者数 年間 60人以下 (うち高齢者死者数33人以下)
- (イ) 交通事故重傷者数 年間 700人以下 とすることを目標としている。

ウ 推進項目

(ア) 交通事故実態に即したきめ細かな交通安全教育等の推進

高齢者,幼児,歩行者,自転車利用者など,各対象の年齢,特性や交通実態等を踏まえ,各種施策を組み合わせた効果的な安全対策等を推進する。

a 高齢者対策

自ら納得して安全な交通行動を実践するため、シミュレータ等の各種教育資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

b 歩行者保護対策

「みんなで歩行者事故ゼロプロジェクト」をキャッチフレーズに, 県民への広報, 運転者・歩行者双方への注意喚起, 関係機関・団体と連携した取組を実施する等, 総合的な対策を推進する。

c 自転車利用者対策

自転車乗車中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、車両としてのルールを遵守し、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を推進する。

d 飲酒運転対策

飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転による交通事故実態等を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進する。

(イ) 交通情勢に応じた効果的な交通指導取締りの推進

交通事故抑止や被害軽減のため、飲酒運転、著しい速度超過、妨害運転等の交通事

故に直結する悪質性・危険性の高い違反に加え、県民から取締り要望の多いあおり運転などの迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような広報を行う。

(ウ) 安全で快適な交通環境整備の推進

交通安全施設の適切な維持管理と道路交通の安全と円滑を確保するため、必要性の低下した交通安全施設の撤去を含め、交通実態に即した交通規制の見直し等を推進する。

(エ) 適切な運転者対策の推進

悪質運転者に対する迅速・確実な行政処分手続き,高齢運転者対策の充実・強化が 図られた改正道路交通法の円滑な施行と的確な運用のほか,適切な安全運転相談など それぞれの運転者の特性に応じたきめ細かな運転者対策を推進する。

(6) 災害,テロ等緊急事態対策の推進

ア 災害等対処能力の強化

(ア) 災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進 平成30年7月豪雨災害に伴う災害警備活動の課題も踏まえ,危機管理体制の点検及 び構築の持続的推進を図る。

(イ) 災害等対処能力の強化

災害等発生時において、迅速かつ的確に対処するため、装備資機材の習熟訓練、管内の実態に即した被害想定に基づく実戦的な図上訓練及び早期指揮体制を確立するための招集・伝達訓練等を継続して推進する。

また、自治体等が行う防災訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携を図る。

イ 官民連携によるテロ対策の推進

(ア) 官民一体となったテロ対策の強化

爆発物原料となり得る化学物質の販売事業者や同物質を取り扱う学校及び玩具煙火(花火)販売事業者並びに産業爆薬取扱事業者を個別訪問し、販売時における本人確認の徹底や不審者来訪時における通報を要請するなど爆発物を使用したテロの未然防止に向けた対策を推進する。

また,テロリストが利用する可能性があるホテル・旅館,インターネットカフェ, レンタカー事業者等との連携を強化し,テロ等違法行為の未然防止に努める。

(イ) 水際対策の推進

広島空港及び広島港を始めとする国際港湾の関係機関と連携し、各種合同訓練や保 安施設の改善等を行うとともに、テロリスト等の入国を防止する各種システムを活用 した水際対策を推進する。

(ウ) 警戒警備の強化

公共交通機関や米軍関係施設等の重要施設及び不特定多数の者が集まる施設等に対する警戒警備を徹底するとともに、施設管理者に対して自主警備の強化を要請する。

(エ) テロ対処能力の強化

広島県テロ対策パートナーシップ推進会議を活用した合同テロ対処訓練等,対処能力の強化に向けた取組を推進する。

(7) サイバー空間の安全の確保

ア 体制及び人的基盤の強化

(ア) サイバー空間の脅威に対処するための体制の構築

各部門が一体となった広報啓発活動・被害防止対策の企画・実施等を実効的に行う ため連携体制を構築する。

(イ)優秀な人材の育成

検定制度及び専科課程等による体系的かつ段階的な育成を図るとともに、サイバー 事案捜査に従事させるなど、その特性を踏まえた適材適所の人材配置を行う。

(ウ) 警察職員全体の対処能力の向上

採用時等の教養機会を有効に活用するための教養内容の見直し,教養機会の拡大, 初任科生を対象とした教養資料の整備等を推進する。

イ 実態把握と社会変化への適応力の強化

(ア) 通報・相談への対応強化による実態把握の推進

被害通報を促進するための広報啓発及び民間事業者と連携した通報・相談促進に向けた気運の醸成に取り組む。

(イ) 実態解明と実効的な対策の推進

サイバー事案に対して厳正な取締りを推進し、犯行手口等の実態解明や被害の未然 防止・拡大防止を図る。

また、重要インフラ事業者等との実践的な共同対処訓練を実施する。

(ウ) インターネット上の脅威情報等の収集及び分析の高度化

違法・有害情報に厳正に対処するため、インターネット・ホットラインセンターからの通報及びサイバーパトロール等を通じて把握した情報を端緒として、事件化や削除依頼等を積極的に推進する。

ウ 部門間連携の推進

サイバー事案に対してサイバー部門と各部門が連携し、効率的かつ効果的な捜査及び被害防止対策を推進する。

エ 国際連携の推進

サイバー警察局,サイバー特別捜査隊等と緊密に連携して,迅速かつ的確な国際捜査を推進する。

また,外国捜査機関等との信頼関係構築の観点も踏まえ,外国捜査機関等からの共助要請にも,適切に対応する。

オ 官民連携の推進

(ア) 産学官の知見等を活用した対策の推進

関係機関や大学,各自治体と連携し、サイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄 積・共有するなどの取組を推進する。

(イ) 民間事業者等における自主的な被害防止対策の推進

民間事業者・団体等と連携し、インターネット上の新たなサービスを悪用した事案等の情報を広く県民に共有する。

(ウ) 民間事業者等と連携した犯罪インフラ対策の推進

データ通信専用SIMカードの不正利用、SMS認証の不正代行、フィッシングサイト等に対しては、民間事業者等との良好な関係を構築するとともに、関係部門が一体となって効果的な取組を推進する。

(エ) 地域において活動する多様な主体との連携

経済安全保障の観点を考慮に入れ、技術情報をはじめとする様々な情報窃取のリスクやサプライチェーンを構成する企業が打撃を受けるリスクがあることについて、関係機関と連携し、民間事業者・業界団体、研究機関等に注意喚起を行う。

(8) 社会の変化に適応する警察運営の推進

ア 優秀な人材の確保

少子化に伴う就職適齢人口の減少,民間企業の採用活動の好調維持等を背景に厳しい 採用情勢が継続する中,優秀な人材の確保に向けて,社会の実情に応じた就職説明会の 開催や受験者層のニーズに応じた広報ツール等の活用によって、警察業務の魅力を効果 的に発信し、若者世代を惹き付ける採用募集活動を組織を挙げて強力に推進する。

イ 職務執行力強化に向けた若手の育成と術科訓練等の充実

(ア) 若手の育成

a 若手の早期戦力化

若手の積極性及び主体性を涵養する小集団形式の対話会,自学自習できる環境の整備,ロールプレイング形式の現場対応訓練,警察本部における現場研修制度など,体系的かつ段階的な教養を推進し,若手の早期戦力化を図る。

b 心に響く職務倫理教養の推進

誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観を有する若手を育成するため、所属長による経験談、部外有識者による講演、感謝事例の活用など、心に響く職務倫理教養を推進する。

c 若手を指導する指導者の指導能力の向上

若手の育成には、若手を指導する指導者の指導能力の向上が欠かせないことから、指導技法を身に付けるための研修会、経験豊富な指導者を交えた小集団形式の 討議会、ベテラン職員による伝承教養など、若手を指導する指導者の指導能力向上 に資する取組を推進する。

(イ) 術科訓練の充実

a 計画的かつ効果的な術科訓練の推進

いかなる事案に遭遇しても怯むことなく被疑者を早期に制圧逮捕し得る実力を 養成し、受傷事故の絶無を図るため、所属ごとの訓練推進責任者の指定、訓練日の 設定、所属職員の任務、年齢、体力及び技能に応じた訓練など、計画的かつ効果的 な術科訓練を推進する。

b 実践的な訓練の推進

様々に変化する状況に的確に対応する能力を培うため、映像射撃シミュレータ等による拳銃訓練をはじめ、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な術科訓練を推進する。

ウ 警察機能を最大限発揮させる組織運営の推進

(ア) 業務の合理化・効率化

形骸化している業務を見直し,各種手続の簡素化やシステムの改修等,業務の合理 化のための取組を推進する。

合理化の推進に当たっては、警察署業務改善検討会議等により、現場の声を吸い上げ、実情を踏まえたものとなるよう努める。

(イ) 全職員のワークライフバランスの実現に向けた働き方改革の推進

ワークライフバランスの実現に向けて、幹部がリーダーシップを発揮し、全職員の 意識改革に向けた取組を推進する。

さらに、業務の合理化を進めるとともに、年次有給休暇等の取得促進や長時間勤務の抑制等を図り、育児や介護等の事情により勤務時間や勤務形態に制約のある職員を含む全ての職員が、仕事と生活の両立を達成できる勤務環境づくりを積極的に推進する。

(ウ) 女性の活躍に向けた取組の推進

女性職員の能力・実績に応じた積極的な登用を図るとともに, 意見交換会等を開催 してキャリアアップ意欲を醸成し, 女性職員の意識向上を図る。

また、女性職員の意見・要望を汲み上げ、働きやすい職場環境を整備する。

エ 計画的な警察施設整備の推進

地域の治安・防災拠点である警察施設の耐震化を着実に推進するとともに、中長期的な視点に立った警察署、交番・駐在所等の整備を推進する。

オ 犯罪被害者支援の積極的な取組

警察が組織を挙げて取り組むべき内容を網羅した「広島県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づいて各種施策を推進する。

6 新型コロナウイルス感染症に対する諸対策の推進

- (1) 警察活動における感染症防止対策の徹底
- (2) 便乗犯罪の早期検挙と抑止活動の実施
- (3) 感染防止を目的とした施設整備の推進

7 当面の課題

- (1) 2023 年広島サミット開催に伴う警備諸対策の推進
 - ア テロ等重大事案の未然防止
 - イ 国内外要人の安全確保
 - ウ サミット関連行事の安全かつ円滑な進行の確保
 - エ 県民生活に配慮した警備・交通対策
 - オ 一般治安の確保
- (2) 広島南警察署の警察施設整備の推進